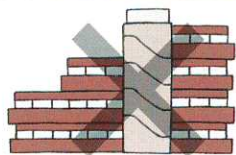


空き家問題

～空き家にさせない実家信託！～



程度にもよりますが、認知症になってしまうと自分で
家を売ったり、人に貸したりすることが難しくなります。

元気なうちに

実家信託がおススメ

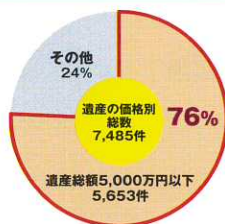
両親が認知症になっても、託された長男が両親の代わりに
実家を売却して、そのお金を生活資金や高齢者住宅への
入居資金等に充てることができます。



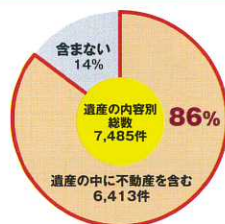
争続

～相続トラブルの本質は不動産です！～

遺産分割事件のうちの認容・調停成立件数



**76%は5,000万円以下
の財産**



**86%は遺産に
不動産を含む**

つまり

※参考資料:最高裁判所 司法統計年報 家事事件編 平成28年より

争いの原因は「遺産額」ではなく「遺産の内容」

不動産は分けにくい、分けられない



事前に
誰に残すか
を明確に!



もめさせないための方法があります!

- ☐ 遺言公正証書
- ☐ 生前贈与
- ☐ 任意後見契約
- ☐ 相続税簡易診断
- ☐ 生命保険の活用
- ☐ 信託

認知症になる前に、元気なうちに

相続診断士®へ無料相談!

相続税

～あなたの家族も対策が必要では?～

例: 相続人が3人の場合



基礎控除額

(定額部分) (法定相続人数加算分)

3,000万円 + 600万円 × 3名 = 4,800万円

3,000万円

+ 600万円 × 法定相続人の人数

超える場合は
申告が必要

相続人の数	基礎控除額
1人	3,600万円
2人	4,200万円
3人	4,800万円
4人	5,400万円
5人	6,000万円

※相続税申告には期限があります。相続専門税理士がわかりやすく説明いたします。

相続

相続・贈与
税

遺言

後見

信託

「何をどうしたらいいかわからない」方へ

今しかできない準備もあります

元気なうちに
〇〇〇して
おけばよかった...



必要に応じて相続専門税理士や弁護士、司法書士のアドバイスを受けられます

0120-750-279

日本相続知財センター® 札幌

地下鉄さっぽろ駅 24番出口 直結